

第19 連結散水設備（令第28条の2、規則第30条の2及び第30条の3、昭和48年告示第7号、平成13年告示第37号関係）

1 配管

配管は、第2 屋内消火栓設備3(9)、(10)、(12)、(13)、(18)から(20)までによるほか、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる連結散水設備の配管にあっては、次によること。

ア 配管の口径とヘッドの関係は、第19-1表によるものであること。この場合、枝管に取り付けるヘッドの数は、配水管から片側5個までを限度とするものであること。

第19-1表

ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

イ 第2 屋内消火栓設備3(3)から(5)までによるほか、高架水槽等へ連結する配管径は、呼び径40A以上とすること。●

(2) 損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して100m以下となるようにすること。この場合におけるヘッドの放水圧力及び放水量は、それぞれ0.5MPa、180L/min以上とすること。

(3) 送水口の直近の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。●

(4) 配管の材質は、規則第30条の3第3号の規定によるほか、定格全揚程時における配管部分の圧力が1.6MPa以上となるものにあつては、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。

2 送水口

送水口は、第3 スプリンクラー設備7(1)及び(2)イ、ウによるほか、次によること。

(1) 規則第30条の3第4号ホに規定する送水口は、認定品とすること。●

(2) 送水口は、地階に至る出入口付近で、前面道路等から容易に識別できる位置に設けること。●

(3) 送水口のホース接続口は、送水区域ごとに設けること。ただし、次のア及びイに該当する場合は、この限りでない。

ア 任意の送水区域を選択できる選択弁を設けてあること。

イ 各送水区域が耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸で区画されていること。

3 選択弁

前2(3)アにより設ける選択弁は、次によること。

(1) 一斉開放弁を制御する選択弁を用いる場合にあっては、送水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるものであること。

(2) 選択弁及び一斉開放弁は、火災の際延焼のおそれの少ない場所で、点検に容易な位置に設けること。

4 散水ヘッド

(1) 規則第30条の2第2号から第5号までに掲げる散水ヘッドの設備を要しない部分の運用については、第3スプリンクラー設備10(1)アからオまでをそれぞれ準用すること。

(2) 散水ヘッドは、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。●ただし、次のいずれかに該当する場所にあつては、開放型散水ヘッド（認定品に限る。）を用いることができるものとする。

ア 散水ヘッドの取り付け面の高さが床面から8m以上となる場所

イ 大規模な空間を有し、一斉散水による消火の方が適当な場所

5 散水ヘッドの設置位置及び送水区域

(1) 閉鎖型ヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドに限る。）を用いるもの

第3 スプリンクラー設備10(2)及び(3)ア（ア）から（エ）までを準用するほか、次によること。

ア 各送水区域が接する部分のヘッドの間隔は、第3 スプリンクラー設備12(2)ウの例によること。ただし、各送水区域を耐火構造の壁、床又は特定防火設備である防火戸で区画した場合は、この限りでない。

イ 送水区域の末端には、規則第14条第1項第5号の2イからハまでの規定及び第3 スプリンクラー設備9（(4)を除く。）の例により末端試験弁を設けること。

(2) 開放型散水ヘッド又は閉鎖型散水ヘッドを用いるもの

前(1)アによるほか、配置形ごとの散水ヘッド間隔は、第3 スプリンクラー設備第3-5図から第3-7図まで及び次の数値を参照すること。●

ア 正方形に配置する場合 5.2m

イ 長方形に配置する場合 7.4m

6 表示

(1) 送水口に設ける標識は、「連結散水設備送水口」又は「連結散水送水口」と表示するものとし、大きさを30cm×10cm以上とすること。●

(2) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。

●

(3) 選択弁設置位置には、当該弁である旨及び受持ち送水区域を明示した標識板を設けること。